

1. 廃棄物会計基準案作成のための試行モデルの概要

現在、環境省では自治体による廃棄物行政の透明性を図り、より効率的な事業運営を促進することを目的とし、説明性、透明性の高い廃棄物会計基準案を策定中である。三重県はその策定事業にモデル自治体として参画し、同基準案の試行モデルを県内市町村にて実際に運用することにより、同基準案の策定に寄与するとともに、県内市町村の意識醸成に努めた。

次ページより、環境省にて策定中である廃棄物会計基準案の試行モデルについて、その概要を説明する。

1. 1 廃棄物会計基準の意義と目的

環境省にて策定中の廃棄物会計基準案は、「原価計算」と「財務諸表」の2つのパートで構成される。以下の枠囲みに、「原価計算」と「財務諸表」について解説し、廃棄物会計基準案の意義と目的を示す。

原価計算について

- ・ 本会計基準案において、「原価計算」とは、市区町村における廃棄物処理行政に係る費用を部門毎に把握し、その金額を廃棄物や資源物の種類別に配賦し、品目別の重量単価を算出することを指します。
- ・ 各市区町村においては、廃棄物や資源物の収集運搬体制の見直しや有料化施策の導入等の廃棄物処理行政に関する検討を行うにあたり、品目別の原価を検討材料の一つとして活用することが期待されます。
- ・ また、廃棄物処理行政に係る施策等を変更、導入する際の住民への説明材料の一つとしても活用することができます。
- ・ さらに、廃棄物1トンあたりの収集運搬費用を地域住民に公表することで、廃棄物の発生抑制に向けたインセンティブの醸成を促進する効果も期待されます。

財務諸表（貸借対照表と行政コスト計算書）について

- ・ 貸借対照表とはバランスシート（Balance Sheet：B/S）とも呼ばれ、「ある組織の経営資源の状況とその経営資源を調達するための財源の状況を明らかにするもの」です。
- ・ 行政コスト計算書は企業会計における損益計算書（Profit Loss Statement：P/L）に相当し、「ある組織の1年間の資金の流れを明らかにするもの」です。
- ・ いずれも、企業会計的視点から見た場合、「組織の合理的な経営管理のための財務面に関する情報」として活用されています。
- ・ 廃棄物行政に関して貸借対照表・行政コスト計算書を作成する意義は、「廃棄物行政に関する施設や設備等といった“経営資源”の状況と、それを調達するための“財源”の状況、ならびに年間の資金の流れを明らかにする」ことによって、廃棄物行政の運営管理を財務面から分析可能となる、という点が挙げられます。
- ・ 具体的な作成意義は以下の通りです。
 - － 保有財産を会計基準という一貫した基準から管理することが可能
自治体が保有する財産を有効に活用するためには、一貫した基準によって、遊休資産・過剰資産等の状況を把握することが重要です。
 - － 保有財産に関する費用の「過去」を知り、「将来」を予測することが可能
B/Sを作成することにより、資産の状況（内容、更新・修繕の必要性等）を把握可能です。廃棄物行政の大部分を占める施設関連費用について、施設関連の減価償却や更新をどのように計画的に実行するかは重要な事項です。将来どれだけの財源が必要になるかが明らかとなれば、効果的な政策判断が可能となります。
 - － 廃棄物行政の将来を予測し必要となる資金の確保を図る根拠資料として活用可能
「歳入歳出決算書」では、歳入と歳出を比較して過不足があると毎年主張することにとどまっていますが、B/Sを作成することによって、廃棄物行政の将来を予測した上で必要な資金がどのくらいになるのかが説明可能となり、将来の資金の確保を目的としてB/Sを活用可能です。